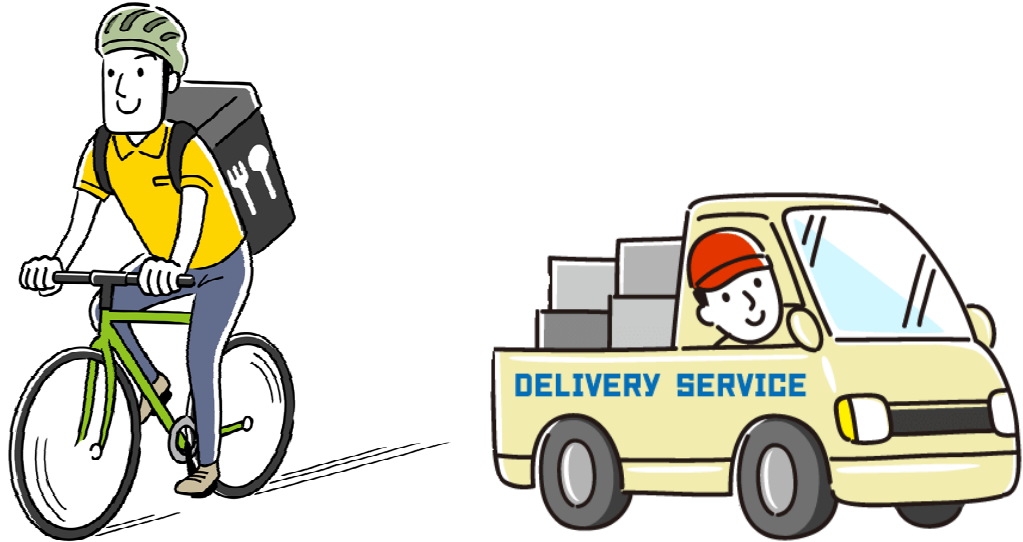




～配送・配達員の皆様へ～

# 労災保険特別加入のご案内



## ■制度の概要

労災保険は労働者の工作中的負傷・疾病・死亡等に対して保険給付を行う国の保険ですが、基本的に雇用契約に基づく労働者を対象としているため、経営者や請負契約、委託契約などでお仕事をされている方は対象外とされています。しかし、対象外とされた方々のうちにも、労働災害に遭う危険性は通常の労働者と変わらず、労働者に準じて保護することが適当と言える方々もいます。そこで、これらの方々も労災補償を受けることが出来るように、特別に労災保険に任意加入が認められています。それが労災保険の特別加入制度です。

## ■特別加入の対象者

- ☑ 他人の需要に応じて、有償で貨物（飲食物や日用品）の運送をする仕事を行っている。
- ☑ 会社に雇用されず、請負や委託で仕事を行っている。
- ☑ 特定の会社に所属しているが、その会社と雇用関係がなく、パートナーとして仕事を行っている。
- ☑ グループで仕事をしているが、お互いに雇用関係にない。
- ☑ 法人の代表だが、労働者は使用していない。

—上記のいずれかに該当し、下記のいずれかの車種等で貨物の運送業を営む方—

- ☑ 自転車又は原動機付自転車（125cc 以下）による運送 【フードデリバリーなど】
- ☑ 貨物軽自動車運送業の届出をし、軽自動車または二輪車による運送 【宅配など】
- ☑ 一般貨物自動車事業の許可を得て、自動車による運送 【トラック・バンなど】
- ☑ 有償運送の許可を得て、自家用バイクによる運送 【バイク便など】

## ■補償内容

(補償は加入者本人が仕事中にケガや病気になった場合のもので、対人の損害賠償補償ではありません。)

給付の種類	給付の事由	給付の内容	特別支給金
療養補償	療養を必要とするとき	療養に必要な費用	—
休業補償	療養のために仕事をすることが出来ずに休業するとき	給付基礎日額の6割を休業4日目から支給	給付基礎日額の2割を休業4日目から支給
傷病補償年金	療養開始後1年6ヶ月を経過しても治らず傷病等級に該当するとき	給付基礎日額の1級313日分から3級245日分の年金	一時金(1級114万円から3級100万円)
障害補償年金	傷病が治った後に身体に障害が残ったとき(障害等級1級から7級)	給付基礎日額の1級313日分から7級131日分の年金	一時金(1級342万円から7級159万円)
障害補償一時金	傷病が治った後に身体に障害が残ったとき(障害等級8級から14級)	給付基礎日額の8級503日分から14級56日分の一時金	一時金(8級65万円から14級8万円)
介護補償	傷病年金または障害年金受給者のうち等級が1級または2級の方	介護費用(上限あり)	—
遺族補償年金	死亡したとき	遺族の人数に応じて、給付基礎日額の245日分から153日分の年金	一時金300万円
遺族補償一時金	死亡した方に遺族補償年金を受ける遺族がないとき	給付基礎日額の1,000日分の一時金	
葬祭料	死亡した方の葬祭を行うとき	給付基礎日額に応じて42万円から150万円	—

## <補償例>

加入状況: 給付基礎日額 10,000 円で加入(35 歳男性、妻と子供が 1 人)

### ●労災事故で 60 日間休業した場合

#### ・治療費全額支給

・456,000 円 = 10,000 円(給付基礎日額) × 8 割 × (60 日 - 3 日)

### ●労災事故で 7 級の障害が残った場合

・1,310,000 円給付(年金) = 10,000 円(給付基礎日額) × 131 日

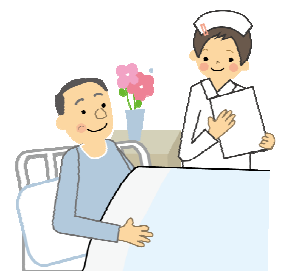
・1,590,000 円給付(一時金 障害特別支給金第 7 級)

### ●労災事故で死亡した場合

・2,010,000 円(年金) = 10,000 円(給付基礎日額) × 201 日

・3,000,000 円(一時金 特別支給金)

・615,000 円(一時金 葬祭料) = 10,000 円(給付基礎日額) × 30 日 + 315,000 円



## ■特別加入の費用

労災保険の特別加入をする場合の費用は、国に納める労災保険料と組合費の 2 つがあります(入会時には別途入会金が必要になります)。労災保険料も組合費も毎年 4 月から 3 月までを一区切りとし、労災保険料と組合費の合計額をコンビニでお支払いいただくか、指定の銀行口座へお振込みいただけます。

給付基礎日額(保険料や保険給付の基礎となるもので、大体 1 日の収入とお考えください)は、3,500 円から 25,000 円まで 16 段階ございます。この給付基礎日額は任意でご選択いただけます。

### <入会時の費用>

入会金 1,000 円

組合費 500 円×加入月数

労災保険料 給付基礎日額に応じた額(翌 3 月までの残月数に応じた月割り)

※口座引落にて分割払いもお受けいたしております。詳しくは事務局までお問い合わせください。

### <年間の費用>

4 月から翌年 3 月末まで 1 年間加入する場合

※年度途中で加入の場合、月割計算いたします。

給付基礎日額	年間保険料	入会金+組合費	年間総費用
3,500円	14,047円	7,000円	21,047円
4,000円	16,060円	7,000円	23,060円
5,000円	20,075円	7,000円	27,075円
6,000円	24,090円	7,000円	31,090円
7,000円	28,105円	7,000円	35,105円
8,000円	32,120円	7,000円	39,120円
9,000円	36,135円	7,000円	43,135円
10,000円	40,150円	7,000円	47,150円
12,000円	48,180円	7,000円	55,180円
14,000円	56,210円	7,000円	63,210円
16,000円	64,240円	7,000円	71,240円
18,000円	72,270円	7,000円	79,270円
20,000円	80,300円	7,000円	87,300円
22,000円	88,330円	7,000円	95,330円
24,000円	96,360円	7,000円	103,360円
25,000円	100,375円	7,000円	107,375円

※18,000 円以上の給付基礎日額をご選択の場合は所得を証明する資料が必要になります。

※次年度以降の更新は、年間保険料+6,000 円(12 か月分組合費)になります。

### <給付基礎日額の合算>

複数事業所で労災保険に加入している場合、給付基礎日額を合算した額で補償を受けることができます。例えば、副業で特別加入していれば、副業中にケガをした場合、本業の分も含めて補償を受けられます。しかし、特別加入をせず、副業中にケガをした場合は、本業も含めて一切補償を受けることができません。

**本業を含めて補償を受けるためには、最低給付基礎日額でも、副業の特別加入をすることが重要です。**

## ■ご加入方法

### STEP 1

お申込み  
【加入者】



パソコンやスマホでホームページにアクセスし、申込フォームに必要事項をご入力ください。

その際、身分証明書の画像添付が必要になります。  
顔写真付きの身分証明書1点(運転免許証、パスポート等)  
または、顔写真のない身分証明書2点(保険証、住民票等)

<https://rousai-hoken.jp/fd>



### STEP 2

費用のご案内  
【組合】



ご希望の給付基礎日額と加入希望日にて、費用の計算をいたします。  
費用のご案内もご郵送、FAX、メール、お電話などご希望の方法にてご連絡いたします。

### STEP 3

お支払  
【加入者】



費用をコンビニでお支払いいただくか、銀行、ATM から指定の口座にお振込みください。

※分割払いは初期費用お支払後、毎月口座から引落になります。

### STEP 4

加入申請  
【組合】



管轄の労働基準監督署へ加入申請をいたします。

平日 15 時までにご入金を確認できた場合、当日申請を行い、最短翌日からのご加入が可能です。

### STEP 5

組合員証発送  
【組合】



労働保険番号の記載された組合員証をお送りいたします。

※郵送前に加入証明書が必要な場合は、FAX にてご案内いたしますので、お問い合わせください。

※既にケガや病気に罹られている方の加入日を遡っての加入はできません。

一般社団法人 一人親方労災保険組合  
配達員特別加入部会

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町16-1

TEL. 03-6661-2788 FAX. 03-5643-0355

メール info@rousai-hoken.jp

ホームページ <https://rousai-hoken.jp/fd>



携帯・PHS OK

ろうさい なくそう ひとりおやかた

0120-6379-10

電話受付 平日 8:00~20:00 土曜 9:00~18:00 日祝休み

637910

検索